

意見書

令和5年10月17日
京都大学大学院法学研究科
教授 山下徹哉

金融審議会金融分科会市場制度ワーキング・グループ資産運用に関するタスクフォース（第2回）について、所用により会議に出席できないため、以下の通り、意見を申し上げます。

1. 全体について

本会議の議題である資産運用会社の新規参入の促進等・成長資金の供給等に関し事務局からご提案いただいている内容について、基本的に異論はございません。特に、株式報酬制度に係る開示制度の整備は、経済的実質が同じものについて法規制のイコールフットイングを図る観点から、早急にこれを進めることが望ましいと考えております。

2. 投資運用業のミドル・バックオフィス業務の外部委託

投資運用業のミドル・バックオフィス業務の外部委託についても、ミドル・バックオフィス業務の負担の重さ、外資系の運用会社にとってコンプライアンス担当者の確保が難しいことなどが、新規参入を図る際のハードルになっていること、外部委託業者の利用により事務の効率化が図れる可能性があることから、合理的な規制の下で外部委託を認めていくことに賛成です。

なお、ミドル・バックオフィス業務について専任の担当者を置かずに外部委託をする場合には、資産運用会社に常駐する担当者がいないということになりますから、そのことを踏まえて、特にコンプライアンス業務について、規制の実質を担保する措置を講ずる必要があるように思われます。コンプライアンス業務のうち各種のチェックリストやマニュアルの策定・研修等は、専任の担当者がいなくても十分な対応が可能であるようにも思われます。これに対し、規制遵守のモニタリングやコンプライアンス違反発生時の初期対応などは、専任の担当者がいない場合には、資産運用会社内での適切な組織的対応とコンプライアンス業務委託先への適時の情報共有がより重要となるため、それに応じた体制の整備と権限・責任の明確化が必要になると思われます。この点について、既に外部委託を認めている欧州および米国の実務を参考に、検討を深めることが望ましいと考えております。